

未定稿

食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業

Q & A

注：Q & Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和7年（2025年）5月16日時点

熊本県農林水産部食のみやこ推進局
流通アグリビジネス課

問1 新規のコンソーシアムを立ち上げなければ事業の実施はできないのですか

実施要領第3条の定義及び実施要領別表の要件を満たせば、コンソーシアムという名称ではない既存の協議会等の任意組織でも事業の実施は可能です。

また、事業申請の段階でコンソーシアムが設立されていない場合でも、当該年度中にコンソーシアムが設立されることを前提に、コンソーシアム準備委員会等の団体での事業の申請も受け付けます。

この場合、計画承認後、速やかにコンソーシアムを設立し、計画の変更を行う必要がありますので、御留意ください。

問2 コンソーシアムはどのような構成員で組織したらよいですか

本事業におけるコンソーシアムは地域関係者が一体となり「食のみやこ熊本県」の創造に向けた取組みを行う組織をいいます。様々な取組みが考えられることから、(1)コンソーシアム推進事業、(2)コンソーシアム整備事業では、最低限の構成として、農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）と市町村等の行政機関の他、1者以上の関係者が参画するものとします。

また、(3)にぎわい創出支援事業では、生産者・事業者等が2者以上で組織する団体・グループとします（2者以上であれば生産者のみ又は事業者のみでも可）。

- 2 関係者とは食品加工業者や小売業者、外食産業者、観光業者、輸出事業者、研究機関等が想定されますが、取組みの内容に応じて検討をお願いします。

問3 コンソーシアムの設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか。

- 1 コンソーシアムの設立に当たっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。
- 2 また、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にするとともに、コンソーシアム整備事業の事業実施主体となる場合は、入札等に係る規定等を定める必要があります。

問4 県産農林畜水産物を主原料とした加工食品等とは、どのように判断するのですか。

原価ベース又は重量ベースで県産農林畜水産物が原料の過半を占めていることをもって、県産農林畜水産物が主原料であると判断することとします。そのため、これらが確認できる資料（任意様式）の添付をお願いします。なお、判断に迷う場合は、事業担当者へ御相談ください。

問5 補助対象外経費のうち、事業計画期間のみに効果が留まるものとは、具体的にどのようなものを指しますか。

1度限りのイベントの開催や単なるチラシの作成・広告等は、事業計画期間のみに効果が留まるものと懸念されます。また、補助金を活用し大量のチラシを作成し、事業期間終了後も継続して活用するような事例では、事業計画期間終了後も効果がみられるものの、適切な事例ではないと思慮されます。

一方で、今後の商品開発の参考とするために実施する消費者へのアンケート調査を兼ねたイベント開催や、消費者への効果的なPR方法を検討するため、複数のチラシを試作し、どのチラシの波及効果が高いのかを比較調査する場合等は、事業計画期間の後も効果が持続すると考えられることから、補助の対象となり得ると考えられます。

問6 補助対象外経費のうち、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものとは、具体的にどのようなものを指しますか。

試食イベント等の開催時に参加者へ給付する旅費、或いはピンバッジ等の個人への付与を前提とした販促物（ノベルティ）の作成に係る経費などは補助対象外とします。

新商品試作に係る講師謝金や講師旅費、のぼりや法被等のPR資材の作成経費等については給付経費に当たらないため、補助対象となり得ると考えられます。

問7 にぎわい創出支援事業における対面販売加工機器とは具体的にどのようなものを想定していますか。

モンブラン絞り器やフレッシュジュースマシン、アイスクリームブレンダー等の対面販売時に使用される機械を想定しています。ただし、県産農林畜

水産物を主原料とした食品・料理に活用されるものに限りしますので御留意ください。

問 8 機械の発注から納品に期間を要するため、交付決定の前に発注してもよいですか。

実施要領第 6 条第 4 項第 1 号・第 2 号に記載のとおり、(1) 現に実施し、又は既に終了している取組みに係る経費、(2) 交付決定の日よりも前に入札、発注、購入、契約等を実施したものに係る経費は補助対象外となりますので、御注意ください。

問 9 コンソーシアム整備事業で施設（建築物）を整備する際に留意することはありますか。

建築物を整備する際には、整備地区や整備の規模等、状況に応じて、都市計画法に係る開発許可の手続きや土壤汚染対策法に係る報告や届け出、盛土規制法に係る申請・届出、建築基準法に係る建築確認手続き、消防法に係る届出等の手続きが想定されます。事業主体若しくは取組主体の責任において、手続きを実施する等、関係法令の遵守をお願いします。

なお、これらの手続き等に係る調査費や委託費等は本事業の補助対象外となります。また、これらの手続きも含めて、年度内のしゅん工が必要ですので、御留意ください。

問 10 野菜や果実の品質を向上させ、ブランド化・高付加価値化を図るためのハウスの整備は事業の対象となりますか。

本事業では、地域の関係者が一体となり、県産農林畜水産物の加工、販売あるいは観光農園、農業体験活動等に取り組むことにより、県産農林畜水産物の高付加価値化に繋げていく取組みへの支援を想定しています。

そのため、ハウスの整備や防除機の導入等、生産工程そのものに必要な設備・機械等で、加工、販売等の高付加価値化の取組みに寄与しないものは、補助の対象として想定していません。

一方で、農業者と観光事業者が連携し、農業体験商品を開発する際に、農業体験専用の施設として新たにハウスを整備する場合は、新たな価値の創出に必要であるため、ハウスであっても補助の対象になり得ると考えられます。

問 11 既存施設から離れた場所に新たに施設を整備する際、井戸や水道等のインフラ整備も補助対象にできますか。

本事業で施設を整備する場合は、予め、取組主体が施設の建設に着手できる状態に準備しておくことが前提となります。

- 2 このため、施設の設置場所における基本的な条件整備（敷地造成、取付道路・電力・通信網・上下水道や井戸の設置等）については補助対象になりません。
- 3 ただし、施設敷地内に設置する受電設備や敷地内の給排水設備については、整備する施設と一体的な附帯設備と言えるため、補助対象となります。

問 12 施設の設計費用は補助対象にできますか

交付決定の日よりも前に入札・発注、購入、契約等を実施したものに係る経費は補助対象外となります。そのため、交付決定を受けた後に、入札により設計業者を決定し、その後、設計に着手した後、施設に係る入札を改めて実施する場合は、補助の対象となり得ます。この場合の設計費は、施設整備の一環と整理されるため、コンソーシアム整備事業の対象とします（コンソーシアム推進事業ではないため御留意ください）。

- 2 ただし、補助事業については、年度内完了が原則であるため、年度内に施設の整備及び検査・支払い・実績報告まで完了させる必要があります。繰越前提の事業計画や、複数年度にまたがる事業計画は承認できませんので、予め御了承ください。

問 13 施設整備や機械導入を行う場合、落札した業者との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施行に係る業務をコンソーシアムに委託することはできますか。

業者との契約等は、取組主体が直接行うこととなります。また、契約業者への支払も取組主体が行うこととなります。

- 2 ただし、コンソーシアムの規約等に契約に係る事務の委任について定められている場合は、取組主体とは異なるコンソーシアムの構成員が取組主体の事務を代行することができるものと考えられます。